

民生委員・児童委員を

松本市広報R8-11

募集します



募集開始

令和8年4月27日（月）から

任期

委嘱の日から令和10年11月30日まで

※実際の委嘱日は面談の日程等により変わります。

応募方法

福祉政策課（0263-34-3227）へ電話

応募要件

下記の町会区域内に居住もしくは勤務しており、
地域の実情に詳しいこと

波田地区 22区西・27区：1名 22区東・北：1名

民生委員・児童委員とは

- 地域住民の立場で生活に関する困りごとの相談や支援を行うボランティア
- 困っている人がいたら、行政機関等を紹介する地域住民との「つなぎ役」として活動
- 民生委員・児童委員が「一人で解決する」のではなく、行政等の担当者など「適切な支援につなぐ」ことが大切な役割

[本チラシ及び民生委員・児童委員に関するお問い合わせ先]

松本市健康福祉部 福祉政策課

連絡先：0263-34-3227（直通）

代表的な活動内容

1 一人暮らし高齢者など、支援が必要な方への訪問・相談活動

- 担当区域内の一人暮らし高齢者や要支援者等の見守り・声かけを行う
- 相談を受けたら、内容によって福祉サービスを紹介したり、行政担当者等へつないだりする

2 行政の福祉施策や、地区・町会が行う活動への協力

- 敬老祝金、祝品の配布や各地区の敬老事業への協力
- こんにちは赤ちゃん事業への協力
- 地区や町会での福祉や防災に関する活動への協力
- 証明事務（各種手当受給や保育園入園等） など

3 地区民生委員・児童委員協議会定例会への出席

- 活動上の悩みを相談したり、他の委員からアドバイスを受けてりする
- 行政担当者等から福祉制度について説明を受けたり、必要な情報を共有したりする

活動サポート体制

1 行政のサポート

- 福祉関係課の地区担当職員や保健師が定例会に参加し、民生委員・児童委員の各種相談に対応させていただきます。

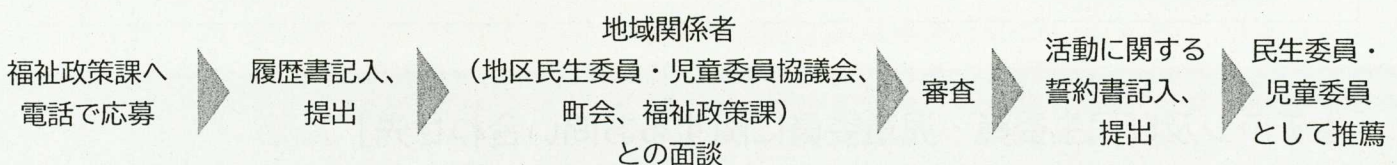
2 活動費の支給

- 民生委員・児童委員はボランティア活動であり、民生委員法第10条により給与は支給されません。
- 活動にかかる諸経費（ガソリン代、電話代等）を弁償するため、活動費をお渡ししています。年額は150,000円です。※年度途中の委嘱の場合は月割計算あり

3 保険・見舞金の制度

- 民生委員・児童委員の活動中に、万一の事故等により負傷したり、賠償責任を負った場合、保険による補償と見舞金の制度があります。
- 私傷病により一定期間以上の療養をした場合や、委員又はその配偶者が亡くなられたときには見舞金・弔慰金が支給されます。

応募以降の流れ



※応募いただいた方全員に民生委員・児童委員を委嘱できるとは限りませんので、予めご了承ください。